

# 商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



2020年1月14日  
商 工 中 金

## 預金規定等の改定および規定小冊子廃止について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、普通預金規定をはじめとする各種規定等の改定を以下のとおり実施します。また、規定小冊子の交付を取止めます。

お客さまにおかれましては、各改定の内容と取組みの趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 改定要旨

#### (1) 民法(債権法)改正に伴う改定

- ・ 2020年4月1日(水)から施行される改正後の民法(債権法)に基づき、預金規定等を改定します。

##### ① 定期預金の満期日前解約にかかる改定

- ・ 現行の規定では、満期日前の解約にかかる規定を「利息」の条項に記載しています。
- ・ この記載を「解約」の条項に追加し、取扱いを明確にします。
- ・ なお、お客さまの手続き等への影響はございません。

##### ② 成年後見の届出にかかる改定

- ・ 現行の規定では、預金者が後見制度の対象となった場合の届出を定めています。
- ・ 今般、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届出いただくよう変更します。

##### ③ 規定等の変更に関する条項の追加

- ・ 規定等の変更に関する条項を追加し、規定等を変更する際の手続きを明確にします。

#### (2) 休眠預金等代替金の取扱いにかかる条項の追加

- ・ お客さまの預金が休眠預金等の対象となり、預金保険機構に移管された後の取扱いについて、追加します。

#### (3) 新型定期預金マイハーベストの商品性の見直し(期限前解約条項削除)に伴う改定

- ・ これまで、「原則満期日前の解約は不可」としていましたが、この商品性の見直しを行い、満期日前の解約の要件を緩和します。
- ・ 満期日前の解約について、そのほかの定期預金と同様の取扱いとするものです。
- ・ これに伴い、「期限前解約」の条項を削除し、「解約」の条項について、そのほかの定期預金と同一の文言に変更します。

# 商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



2020年1月14日  
商 工 中 金

## 2. 改定する預金規定等と改定詳細、規定小冊子廃止

- ・ 改定預金規定等は別紙のとおりです。
- ・ (1)、(2)の改定内容詳細について、別紙では自動継続自由金利型定期預金(M型)を例に記載していますが、その他の規定においても、同様の趣旨の改定を行います。
- ・ (3)は、別紙のとおり、改定を行います。
- ・ (1)、(2)、(3)の改定後の預金規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。
- ・ また、改定日以降、口座開設時等に配布していた規定小冊子の交付は取止めさせていただきます。改定後の預金規定等は、当金庫ホームページに掲載しますが、印刷した規定の交付をご希望される場合は、[お取引店](#)までお声掛けください。

## 3. 改定時期

- ・ 2020年2月13日(木)

## 【改定対象規定一覧】

改定対象規定		期限前解 約条項他	解約条項	成年後見	休眠預金	規定変更											
預金に関する規定	1 普通預金規定	-	-	-	-	-											
	2 総合口座取引規定																
	3 当座勘定規定書																
	4 通知預金規定(通帳式)																
	5 通知預金規定(証書式)																
	6 納税準備預金規定																
	7 新型定期預金(マイハーベスト)規定						今回改定	今回改定	-	-	-						
	8 積立式定期預金(ステップアップ)規定						今回改定	今回改定									
	9 譲渡性預金規定						-	-									
	10 自由金利型定期預金(M型)規定(通帳式(単利型))						今回改定	今回改定				今回改定	今回改定				
	11 自由金利型定期預金(M型)規定(証書式(単利型))																
	12 自由金利型定期預金(M型)規定(通帳式(複利型))																
	13 自由金利型定期預金(M型)規定(証書式(複利型))																
	14 自由金利型定期預金規定(通帳式)																
	15 自由金利型定期預金規定(証書式)																
	16 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(通帳式(単利型))																
	17 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(証書式(単利型))																
	18 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(通帳式(複利型))																
	19 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(証書式(複利型))																
	20 自動継続自由金利型定期預金規定(通帳式)						-	-				-	-				
	21 自動継続自由金利型定期預金規定(証書式)																
	22 外貨普通預金・非居住者円普通預金規定																
	23 外貨定期預金・非居住者円定期預金規定													今回改定	今回改定		
その他	24 保護預り規約	-	-	-	-	今回改定											
	25 商工債保護預り口座規定				今回改定												
	26 封緘保護預り規約				-												
	27 貸金庫約款				-									-	-	-	
	28 債券新規発行終了に伴う特別規定																今回改定
	29 財産形成貯蓄約款																
	30 財形年金貯蓄約款																
	31 財形住宅貯蓄約款																
	32 商工中金ビジネスWeb利用規定																
	33 商工中金アンサーサービス規定																
	34 投資信託取引規定																
	35 投資信託受益権振替決済口座管理規定																
	36 投資信託受益権の累積(自動継続)投資規定																
	37 投資信託時定額購入規定				-		-	-	-								
	38 投資信託特定口座取引及び特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定																
	39 一般債振替決済口座管理規定																
	40 商工中金一括データ伝送サービス規定																
	41 商工中金でんさいサービス利用規定																
	42 振込規定									今回改定							
	43 商工債保護預り口座運用規定																
	44 盗難された通帳等を用いた預金等の払い戻し等による被害の補てんらびに本人確認の取扱に関する特約																
	45 総合口座キャッシュカード規定																
	46 商工中金ICキャッシュカード特約																
	47 商工中金ダイレクト利用規定				-		-	-	-								
	48 商工中金テレホンバンキング取引規定																
	49 商工中金テレホンバンキング振込規定																
	50 普通預金キャッシュカード規定(個人のお客さま用)																
	51 普通預金キャッシュカード規定(個人以外のお客さま用)																
	52 当座預金キャッシュカード規定(個人のお客さま用)																
	53 当座預金キャッシュカード規定(個人以外のお客さま用)																
	54 商工中金口座開設アプリ利用規定																
	55 商工中金口座開設アプリからの口座開設および開設した預金口座に関する特約																

## 【主な改定内容(例:自動継続自由金利型定期預金(M型)、新型定期預金<マイハーベスト>規定)】

以下の条項を新設・追加します。普通預金規定以外の規定においても同様の改定を行います。

現行	改定後
<p>【(例):自動継続自由金利型定期預金(M型)】</p> <p>3. 利息</p> <p>(3)当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第6条第2項、第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>6. 預金の解約</p> <p>(1)この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、原則として当店に提出してください。</p> <p>【新設】成年後見人等の届出)</p>	<p>【(例):自動継続自由金利型定期預金(M型)】</p> <p>3.利息</p> <p>(3)この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>6.預金の解約</p> <p><u>(1)この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2)同左</p> <p>以下、変更無し</p> <p>8. 成年後見人等の届出</p> <p><u>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(※総合口座取引規定等、現行の規定に条項がある場合は、色塗り部分のみ追加しています)</p> <p><u>(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</u></p> <p><u>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</u></p> <p><u>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に</u></p>

<p>【新設】休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>【新設】規定の変更</p> <p>【新型定期預金＜マイハーベスト＞規定】</p> <p>3.利息</p> <p>(4)後記 4. ①から③までのいずれかによりこの預金を満期日前に解約する場合、および第 7 条第 2 項、第 3 項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。)によって計算し(6 か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。</p> <p>4.期限前解約</p> <p><u>この預金は、原則満期日前の解約ができません。ただし、次の場合、および第 7 条第 2 項、第 3 項の規定により解約する場合には満期日前の解約に応ずることがあります。</u></p> <p><u>①預金者につき相続の開始があったとき。</u></p>	<p><u>お届けください。</u></p> <p><u>(5)前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>15. 休眠預金等代替金に関する取扱い</u></p> <p><u>(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p><u>(2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。</u></p> <p><u>16. 規定の変更</u></p> <p><u>(1)この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p>【新型定期預金＜マイハーベスト＞規定】</p> <p>3.利息</p> <p>(4)この預金を第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、および第 6 条第 3 項、第 4 項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。)によって計算し(6 か月複利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。</p> <p>以下、変更無し</p> <p>【<del>削除</del>】期限前解約</p>
---	---

②預金者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

③前記①および②のほか、当金庫がやむをえないものと認めたとき。

7. 預金の解約、書替継続

(1)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、原則として当店に提出してください。

**【新設】**成年後見人等の届出)

**【新設】**休眠預金等代替金に関する取扱い)

6. 預金の解約、書替継続

(1)この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)同左

以下、変更無し

8. 成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様にお届けください。

(4)前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5)前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有してい

【新設】規定の変更)

た預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

15. 規定の変更

(1)この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。